

恭順する官僚制：忖度の政治経済学

山 崎 好 裕*

はじめに

2017年2月、学校法人森友学園に国有地を格安で売却していた問題が発覚した。学園理事長の籠池泰典は、3月23日に参議院予算委員会と衆議院予算委員会に証人喚問された。この問題では、安倍信三首相の夫人・安倍昭恵が同校の名誉校長をしていたことから、私学設置認可や国有地払下げに安倍首相が関与したのではないかという疑惑が持ち上がった。籠池理事長は証人喚問後、日本外国特派員協会で行った記者会見で、首相の関与について、「口利きはしていない。(官僚が)忖度をしたということでしょう」と発言している。

官僚による安倍首相への忖度の問題は、この事件がきっかけとなってクローズアップされた。英語に訳すことの困難な忖度が蔓延している日本国家の官僚機構のあり方は、どこから来たのであろうか。おそらく、多くの人が考えるのは日本の官僚制が前近代的な性格を有していることだろう。しかし、21世紀になるまで、この忖度が政治的流行語になることはなかった。そこには何か日本の官僚制がここ20年のなかで変質してきたというようなことがあるのではなかろうか。

*福岡大学経済学部

本稿では、現代日本の政府機構や民間企業にまで蔓延している忖度がどこから派生したものであるのかを、近代日本政治の淵源にまで遡って解明する。まず、第1章では、官僚制研究の先駆けと言えるマックス・ヴェーバーの議論を取り上げる。とりわけ、ヴェーバーによる家産官僚制と近代官僚制の区別と特徴の分析が注目されるであろう。第2章では、ヴェーバーから強い影響を受けながら、独自の経済史研究を行った大塚久雄の日本の官僚制に関する発言を分析する。そして、大塚の共同体研究に遡っての、事態の解明が図られるであろう。第3章では、近代人にとっての仕事と政治とが、どのような性格を持っているのかを、エーリッヒ・フロムとハンナ・アーレントの議論を参照しながら考察する。第4章では、大塚の同僚であった丸山眞男の議論を参考に、江戸時代までの忠誠が持っている内容が、明治以降の日本的近代のなかでいかにして危うい契機を孕むものになっていったかを考える。

1. 家産官僚制と近代官僚制

マックス・ヴェーバーは支配を正当化する三つの類型として、合法的支配、伝統的支配、カリスマ的支配をあげる。本稿での考察に関連を持つのは、これらのうち最初の二つである。まず、合法的支配は、ヴェーバーが近代官僚制の特徴として最も一般的に掲げているものである。

個人が、彼のもつ固有の権利ゆえに、服従されるのではなく、制定された規則に対して服従がおこなわれ、この規則が、誰に対して、またいかなる範囲まで服従されるべきかを決定するのである。命令者自身も、命令を出す場合、一つの規則に、すなわち「法律」または「行政規則」に、形式的に抽象的な規範に、服従しているのである¹。

¹ ヴェーバー（1956） 翻訳33ページ。

近代官僚制では、支配は形式的な規則によって正当化されている。そこには人格的な意味での支配と服従の関係は見られず、支配される者も支配される者も等しく非人格的な法律に服従しているのである。ここでの官僚個人の働き方はどのようなものであろうか。

官吏の型は訓練された専門官吏であり、彼の勤務関係は契約にもとづいており、明確な昇進規則によるところの労働の量によってではなく、官等に応じて等級づけられる定額の俸給と年金とを伴っている。彼のおこなう行政は、没主観的な官職義務にもとづく職業労働であり、この行政の理想は、「怒りも興奮もなく」、個人的動機や感情的影響の作用を受けることなく、恣意や計算不能性を排除して、なかならず「人による差別をすることなく」、厳に形式主義的に、合理的規則にしたがって、あるいはこれが不可能なときは「没主観的」な合目的性に見地にしたがって、処置をするということである²。

ここに記述された近代的官僚は、まるで機械のように感情を交えずに合理的に業務をこなす。そこに人間的な期待や配慮が介入する余地はないはずなのである。

しかし、洋の東西を問わず、古代や中世に見られた家産官僚制の支配はこれと全く違う。家産官僚制は上記の3類型のうち、伝統的支配の具体的形態である。

家産制的官吏制度は、職務の分割と合理化とが進むにつれて、特に文書の利用が増大し、秩序ある審級制度が作られると、官僚制的特徴を備えるようになることもある。しかしその社会学的本質からすれば、純家産

² 同上33-34ページ。

制的な官職と官僚制的な官職とは、両者のそれぞれの型が純粋に打出されれば打出されるほど、ますます相互に異なってくる³。

家産官僚制には近代官僚制で見られるような非人格性や没主観性は見られず、官吏はそれぞれの利害関心に沿った行動を取るし、支配と服従の関係も人間と人間との感情を伴うものとなっている。

とりわけ、家産制的な官職には、「私的な」領域と「官職的な」領域との、官僚制には特徴的な区別がない。けだし、政治的な管理はヘルの純個人的な事務として取扱われ、彼の政治的権力の保有と行使とは、貢租と役得との取得によって利敵をあげるところの・彼の個人財産の一要素として取扱われるからである。したがって、彼がいかにか権力を行使するかは、いたるところで干渉する伝統の神聖性が彼の恣意に対して多少とも固定的なあるいは弾力的な制限を加えない限り、完全の彼の自由な恣意に委ねられる⁴。

家産官僚制を支配する主人の側が、個人の恣意を交えているという意味で人格的な権力を行使するのに応じて、官吏の側も極めて人格的な反応を返してくる。

したがって、この「権限」類似の・官職権力の明確な限界づけを作り出すものは、とりわけ、種々の官吏の競合的な経済的利害関係である。神聖な伝統がヘルあるいは家臣の特定の職務行為を要求する場合を除けば、職務行為は自由な意志の結果としておこなわれるのであり、したがって、

³ 同上195ページ。

⁴ 同上195-196ページ。

ヘルや官吏は、彼らが職務行為をおこなうつど、その行為に対して〔役得の〕支払いを要求するのである⁵。

さて、近代官僚制の分析に帰ろう。そこでは人格的な関係は極力排除され、官僚たちは形式合理性に従ってのみ、自らの職務を遂行する。だが、官僚たちが従う法律を作る行為は、言葉の本来の意味で政治的なものである。政治が非合理ということはないであろうが、そこに人間的な要素が多分に入り込むことは決して否定できないであろう。ヴェーバーは法律を新たに見出したり作ったりする行為を、法創造と法発見と呼んでいる。

両者は、次のような場合には実質的に非合理的である。すなわち、個別のケースのまったく具体的な価値評価 それが倫理的な価値評価であるか、感情的な価値評価であるか、政治的な価値評価であるかは問われないが、決定のための基準とされ、一般的な規範が基準とされないような場合である⁶。

もちろん、合理的な法発見や法創造もある。

「合理的な」法創造や法発見も、これまた、形式的な観点から合理的であることもあり、実質的な観点から合理的であることもある。すべて形式の方は、形式的には少なくとも、相対的に合理的である。ところで、ある法が「形式的」であるというのは、実態法上も訴訟上も、もっぱら一義的で一般的な要件メルクマールのみが尊重されるということである⁷。

⁵ 同上196ページ。

⁶ ヴェーバー（1972） 翻訳104ページ。

⁷ 同上。

こうした純粹に形式的な法律の例としては、訴訟手続法などの手続法があげられるだろう。これに対して、古くからある民法や刑法などは、体系を論理的に導出していると言う意味で形式的である。ただ、そこでは形式性に若干の弱まりが見られ、実質的な含意が増大している。

このような論理的整合性が貫徹されるときは、外部的なメルクマールの一義的明確さが失われるために、直観的な形式主義の厳格さはたしかに弱められることになる。しかし、実質的合理性との対立は、むしろそれによって高められるばかりである。けだし、この実質的合理性が意味していることは、まさに、抽象的な意味解明の論理的一般化〔によって得られた規範〕ではなくて、それとはちがった性質の権威をもつ規範が、法律問題の決定に対して影響力をもつべきであるということだからである。すなわち、倫理的な命令や、功利的またはその他の合目的性の規則や、あるいは政治的な格率が影響力をもち、これらが外面的なメルクマールの形式主義をも、論理的抽象の形式主義をも打破すべきであるというのである⁸。

消費者は保護すべきであるという消費者基本法や、動物を愛護すべきとする動物愛護管理法などの法理念は、論理的に概念を展開しても出てくることはなく、何らかの思想を外から持ち込む他はない。こうした種類の法律を作ることが、実質的な法創造や法発見ということであり、本来の意味での政治の役割と言うべきだろう。

⁸ 同上105ページ。

2. 共同体と恭順

大塚史学という体系を構築したことで知られる大塚久雄は、法学者の川島武宜、精神科医の土居健郎との対談で、自らの共同体の理論の枠組みのなかで恭順ということについて、興味深い分析を展開している。

ヴェーバーはこういう段階的な移行を考えているんですが、その流れのなかでまず最初の古代オリент社会の構成原理だったのが純粋家産制であり、それを人々の意識の内面で支えていたエートスが家族的「ピエテート」だった、とそう彼は考えるんです。ところで、そうした「ピエテート」「甘え」と言いかえると大変おもしろいのですが、発展の段階を次々に経ていくうちに次第に弱められ、薄められていきます。そしてまず、古典古代の地中海周辺、ギリシャやローマの文化が現われてくる。その段階では、「ピエテート」はまだかなり強く残ってるんですが、それもやさしさを失った厳しいものに形を変えている。さらに、その次のガリアを中心とする中世の封建制の場合には、その「ピエテート」もいっそう薄められて、彼がグレンツファル（Grenzfall 極限的な場合）などというように、一見それとは分からぬほど形を変えている。そして、イギリスを中心とする西欧近代の資本主義文化では、逆に「ピエテート」は前景からは姿を消し去る。そして、それに代って、ピュロクラティー（官僚制）あるいは経営体を内面から支える合法性という形式的な原理が、人々の意識の表面に出てくることになる、というわけなのです⁹。

大塚史学では、市場原理によって経済的に個人が結合された市民社会に先立つ諸時代の社会を、共同体という概念で捉える。共同体にはアジアの形態、

⁹ 大塚他（1976）198-199ページ。

古典古代的形態、ゲルマン的形態の三つがあるが、対談での大塚の発言がこれを踏まえたものであることは明確である。これらの分類は名称から明らかのように、まずは地理的なものであるが、前者から後者へと歴史的に時間を追って展開していく。最後のゲルマン的形態は、大塚によって封建制にあたるもの捉えられており、そこでは法形式主義など、市民社会を準備するものが出揃っている。そして、そこでも近代的という言葉の内実は、ヴェーバーの近代官僚制論と同じように形式的ということにある。

すなわち、「ゲルマン的」共同体においては、標準的構成員である各村民（＝家族経済）に対して原理上それぞれ一「フーフエ」ずつの「土地」が「平等」に分配されており、そこには、およそ「共同体」の基本的事実ともいえるべき「平等」法則の作用していることが明らかに看取できるであろう。しかも、ひとしく「平等」法則が作用しているのでありながら、その「平等」の原理的内容は前述の「アジア的」形態や「古典古代的」形態のばあいとはすでに著しく異なっていることも看過すべきではない。すなわち、「ゲルマン的」形態の共同体においては、他の諸形態のばあいのように各成員家族（＝家族経済）の必要と能力という実質に応じて「土地」を私的に要求しまた与えられるというのではなく、そうした実質の如何にいちおう関わりなく、「形式的」formalに一定単位の「土地」、すなわち、一「フーフエ」が成員である各村民（＝家長）に割当てられるという形をとっていたのである¹⁰。

さて、先の対談の内容に戻ると、大塚は、恭順の觀念の失われた近代官僚制とはまったく別個に、恭順をそのエートスとするような家産官僚制の存在を指摘する。しかもそれは、日本の官僚制や日本企業の経営組織を念頭に置

¹⁰ 大塚（2000）140-141ページ。

いたものであることは間違いない。

ところが、それが生みおとした経営、それを内面から支えた『資本主義の精神』は、結果として、およそ「カリスマ」を抑圧するような性格を帯びていて、左記にご説明したような結末をもたらしたのですが、実はヴェーバーによると、そうした近代の合理的経営（官僚制）のほかにも、おそろしく古い時代から、「ピエテート」あるいは「甘え」的な関係と一面で妥協し手をつなぎながら成立するような、非合理的な家産制経営（官僚制）ともいべきものがみられたんです¹¹。

しかし、そうした古代や中世に見られた家産官僚制が、現在の日本にどうして再現されうるものなのであろうか。大塚によれば、日本の経営組織や官僚機構の持つ特徴が、家産官僚制の外見を色濃く示しているのである。

ところが、近代のヨーロッパではそういう残存物さえもすっかりなくなって、そしてそれに代わって合理的な官僚制が生まれてきた、ヴェーバーの用語法に従うと、日本の明治以降の官僚制は合理的官僚制ではなくて、まだ家産官僚制の性格を残していると私は思いますね。それから日本の企業の経営組織も、あれは少なくとも第二次世界大戦までは家産官僚制の性質を帯びていたと思います。年功序列や終身雇用制というもの、そう考えてはじめて理解できるように思いますね。

間違いなく、これも一つの日本後進性論である。だが、紋切り型の形式比較から踏み込んで、官僚機構を構成する個々の官僚やそれを支配する政治家の内面を考えたときに、そのような古代的な恭順の観念が色濃く残存してい

¹¹ 大塚他前掲書215ページ。

るということがありうるだろうか。次は当事者の内面に踏み込む必要がある。

3. 不安と仕事

ハンナ・アーレントは、人間という生物がこの地球上で生息していくための条件として、労働（labor）、仕事（work）、活動（action）という三つを区別してみせる。労働は人間の自然を対象にした生物学的意味での条件である。人間は自然に働きかけて衣食住に必要な物質を加工して消費行為をすることで生きている。しかし、人間は直接的な物質的生活とは無縁なところで、様々な作品を制作する。そして、それもまた人間が人間らしく生きる条件であることは間違いない。アーレントは、本来的に自然ではない人工物の制作のことを仕事と呼んだ。労働と仕事は、しかしながら、一人の人間と自然、一人の人間と対象物との間の関係でしかない。アーレントは、人間は社会のなかに生まれ、社会のなかで生きることから、そうした人と人の間に見られる関係性の構築を活動と呼んだ。

活動 action とは、物あるいは事柄の介入なしに直接人と人との間で行われる唯一の活動力であり、多数性という人間の条件、すなわち、地球上に生き世界に住むのが一人の人間 man ではなく、多数の人間 men であるという事実に対応している。たしかに人間の条件のすべての側面が多少とも政治に係わってはいる。しかしこの多数性こそ、全政治生活の条件であり、その必要条件であるばかりか、最大の条件である¹²。

アーレントは何のためらいもなく、人と人の関係は全て政治的であると言っている。つまり、人間と人間が社会を作れば、必ずそこには支配と服従

¹² アーレント（1994） 翻訳20ページ。

の関係が生まれるということである。だから、それは官僚制の問題でもあり、何を構成原理にして社会組織が成り立っているのかということでもある。しかし、アーレントはこの点について踏み込んだ分析をしていない。そこで本稿では、アーレントに近いところで同時代の問題に取り組んだ。フランクフルト学派のエーリッヒ・フロムに従って議論を進めていくことにしよう。

よく知られているようにヴェーバーは、キリスト教の新教の信仰戒律に見られる世俗内禁欲という生活態度が、勤勉と職業生活への沈潜を生み、近代経済を生じさせたと言った。フロムはこれを、精神分析の手法を使って近代人の内面生活と結び付けて考える。信仰が要求するものとそれに応えられない自分の内面との葛藤が、近代人の精神に不安感を植え付けるのである。

不安の状態、無力と無意味の感情、とくに死後の世界についての懐疑は、だれにもほとんどたえられないような精神状態を示している。このような恐怖に打たれた人間は、だれでも、努力を怠ったり、生活を楽しんだり、また未来におこることに無関心であったりすることはできないであろう。このたえがたい不安の状態や、自己の無意味さについての委縮した感情から、逃れることのできるただ一つの道は、カルヴィニズムできわめて優勢となったまさにその特性だけである。すなわち熱狂的な活動となにかをしようという衝動の発達である。このような意味の活動は脅迫的な性質をおびてくる。個人は疑いと無力さの感情を克服するために、活動しなければならない。このような努力や活動は、内面的な強さや自信から生まれてくるものではない。それは不安からの死にものぐるいの逃避である¹³。

これは直接的には仕事人間やワーカホリックがなぜ生まれるかの精神分析

¹³ フロム（1941） 翻訳98-99ページ。

的説明である。しかし、官僚が組織を守り、組織に帰属していることを以って不安を回避しようとする不合理な情念を説明することにも成功しているのではないだろうか。たとえ、上司の命令が不合理なものであっても、それが命令である限り従うべきものとなる。そういう場合、形式合理性は不合理な活動の言い訳となってしまう。

近代的個人の価値とされる個人主義は、ある意味で孤独と精神的緊張を要求する。個人の形成が不十分であったり、そうした人々から社会が構成されたりしているとき、そうした個人の自由な選択を放棄して、恭順することで非合理的な安心感を得ようという動学が作動するのを避けることはできない。

自発的な活動がなぜ自由の問題にたいする答えとなるのだろうか。われわれは先に、消極的な自由はそれだけでは個人を孤独にすること、個人と世界の関係は、疎遠な信頼できないものとなること、かれの自我は弱められ、断えずおびやかされることを述べた。自発的な活動は、人間が自我の統一を犠牲にすることなしに、孤独の恐怖を克服する一つの道である¹⁴。

官僚制の支配者たる政治家もまた、孤独の苛みから逃れるために政治活動をしているということであろう。

4．忠誠の集中

政治思想史家の丸山眞男は、江戸時代から明治への時代の転換点のなかで、忠誠と反逆という対概念がどのように変化したかを扱った論考で、本稿の分析にとって極めて興味深い観点を提供してくれている。

¹⁴ 同上287ページ。

一般に個人が各種の複数的な集団に同時に属し、したがって個人の忠誠が多様に分割されているような社会では、それだけ政治権力が国民の忠誠を独占したり、あるいは戦争というような非常事態に当って、急速に国民の忠誠を集中したりすることが困難である。けれども他面また、そうした社会では とくにその中の多様な集団が拠って立つ価値原理や組織原則においてもブルーラルな場合には ある集団ないしその価値原理から疎外されたり、またはそれへの帰属感が減退しても、その疎外なり減退なりは、彼が同時に属している他の集団または価値原理に一層忠誠を投入することで補充され易いから、全体として社会の精神的安定度は比較的の高いわけである¹⁵。

江戸時代の忠誠は丸山が書いているように多元的だったと言ってよいだろう。一人の武士が直接の主君である藩主に忠誠を尽くすと同時に、幕府にも忠誠を示すこともあっただろう。さらに、幕末の尊王思想が高まりとともに、天子への忠誠というまた別の極も出てきた。しかし、明治になり、忠誠の一元化が図られていく。

日本帝国は、徳川時代にはまだしも分散していた権力・栄誉・富・尊敬などもろもろの社会的価値を、急速に天皇制ピラミッドの胎内に吸収し、忠誠競合の可能性をもつライヴァルからその牙をつぎつぎと抜きとりながら、ネーションへの忠誠を組織（官僚制）への忠誠に、さらに組織への忠誠を神格化された天皇への忠誠に合一化して行ったが、その過程がまさに一段落に達した明治末年の地点において、いわゆる「大逆」事件に象徴される反逆の政治的集中の前に震撼しなければならなかった¹⁶。

¹⁵ 丸山（1998）、97-98ページ。

¹⁶ 同上。

丸山はここで、大日本帝国の官僚制は、見た目には近代官僚制の体裁を保ちながら、むしろ意図的に家産官僚制へと作り替えられていったという見方を示して示唆的である。明治30年代以降、日本社会のあらゆるレベルで家族主義的なイデオロギーが強調されるようになっていく。大塚の言うアジア的共同体が擬制的に国家レベルで形成されていったのである。

さらに、こうした忠誠の組織化の対極において、反逆もまた体制内化される社会的メカニズムが機能したという丸山の指摘は鋭いと言わざるをえない。

しかし天皇制的な忠誠が既述のように一面で官僚化を通じて権限と恭順の論理と化し、多面で社会化を通じて「世間」への順応と同一化したことは、また大正期以後の「反逆」の内面的構造をも制約せずにはおかなかった。どうということかといえば、志士仁人意識の退化に併行して、反逆はたしかに「大衆的」基盤を拡大するけれども、もともと忠誠の相剋や摩擦のダイナミズムの減退を背景に生れた反逆は、いわばのっぺり反逆という性格を免れず、自我の内面的な規制と陶冶はどうしても乏しくなる。天皇制自体がもともと「原理」的な統合でないところへ、近代日本では官僚化と世間化を通じて、「天」の思想のような伝統的な超越的契機をもふり落として行ったので、これにたいする反逆も、内側からの対抗象徴としてのイデーを成熟せしめることがきわめて困難となった。それだけ反逆の大衆的なパターンは、「すねもの」意識や「ひがみ根性」あるいはまた、職場の人間関係にたいする怨恨に「直接」依存せざるをえない状況にたちいたる¹⁷。

丸山の言う大正期以後の反逆は、小作争議や労働争議を指すと思われるが、精神史的には既に体制内での騒乱にならざるをえなかった。というのも、彼

¹⁷ 同上131-132ページ。

ら大衆が反逆を試みた体制は天皇制というイデオロギーに統一されたのだったが、このイデオロギー自体が、理屈がないという意味で非合理的な、家族的恭順の体系だったからである。理屈がない情緒的な対象への犯行からは反乱の哲学は生まれてくるべくもないだろう。丸山が言っている世間化は、天皇への忠誠が政治哲学的に正当化されるという必要すらなく、世間的な道德として社会に浸透したということである。

本稿の観点からは、もう一つの官僚化の含意が大きい。つまり、官僚制自体が形式的合理性に貫徹されたものではなく、情緒的な恭順による統合であったのであり、村度が重層的に織りなす、責任の中心を欠いた体制であったのである。そうなると、誰を攻撃すべきかがわからなくなる。森友学園問題でも誰が責任を取るということもなく、心ある官吏だけが自死を選ぶ。

おわりに

自由民主党では、小泉進一郎首相時代に派閥の解体が行われた。これを国民は金権派閥政治の打破と捉えて喝采を送る向きが多かったと思う。しかし、本稿での議論から明らかなように、この派閥の解体こそ、現在の自民党政権による村度政治の起源となったことは明らかである。派閥体制では党内の価値観や政策に複数性があり、政権派閥を他の派閥が批判することによってチェックが働く。丸山が江戸時代について述べていたように、帰属集団の複数性が健全な状態を保っていたのである。

しかし、こうした自然なチェック機能が失われたとき、党内の力学を支配するのは経済的な意味での効率性だけである。あえて波風を立てず、相対的にパワーの大きい側に靡く、多少の意見の違いには目を瞑り、現状での権力者を立てる方が、費用も抑えられるし、また、自分の立ち位置の確実な担保にも近道である。

現野党が政権を握っていたときに、政治主導のスローガンの下で官僚を無意味に批判したのもいけなかった。官僚たちは自分の昇進や人事を内閣官房に握られることで、全く牙を抜かれて忖度を行動原理とせざるをえなくなった。ここでも、一部政治家の横暴や愚かさへのチェック機能の担っていた官僚制が持っていた合理性が蒸発し、官僚機構が烏合の衆へと墮落してしまったのである。

同様の恭順のシステムは、中央政府、地方政府にとどまらず、民間企業の経営組織にも広がっている。バブル崩壊以降、曲がりなりにもあった長期的視点に立った日本企業経営が、倒産を避けるという守りの経営、短期的な視点に立った経営に転換したのが原因であろう。企業が求める人材も社内の和を乱さない、空気の読めるものになっているように見える。日本社会と日本経済を覆う閉塞感、誰かが外部から持ち込んだものではなく、21世紀を迎えてから自らが生み出してしまった、忖度と恭順の体制によるものであることを、日本人は知らねばならない。

参考文献

- Arendt, H., *The Human Condition*, Chicago Press, 1958. (志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫、1994年。)
- Fromm, E., *Escape from Freedom*, Farrar & Rinehart, 1941. (日高六郎訳『自由からの逃走』東京創元社、1951年。)
- Weber, M., *Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriß der verstehenden Soziologie*, viertel, neu herausgegebene Auflage, besorgt von Johannes Winckelmann, 1956, Kapitel IX. *Soziologie der herrschaft*. (世良晃志郎訳『支配の社会学』1、創文社、1960年。)
- Weber, M., *Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriß der verstehenden Soziologie*, fünfte, revidierte Auflage, besorgt von Johannes Winckelmann, 1972, zweiter Teil, Kapitel I und Kapitel VII. *Studienausgabe*. (世良晃志郎訳『法社会学』、創文社、1974年。)
- 大塚久雄『共同体の基礎理論』岩波現代文庫、2000年。
- 大塚久雄・川島武宜・土居健郎『「甘え」と社会科学』弘文堂選書、1976年。
- 丸山眞男『忠誠と反逆 転形期日本の精神史的位相』ちくま学芸文庫、1998年。